

(平成27年1月15日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会千葉地方事務室分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 2 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成16年7月8日は10万円、同年12月4日は14万7,000円、17年7月8日は17万6,000円、同年12月10日は20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年7月8日
② 平成16年12月4日
③ 平成17年7月8日
④ 平成17年12月10日

私がA社に勤務した期間において平成16年夏季賞与、同年冬季賞与、17年夏季賞与及び同年冬季賞与が支給されたが、私の年金記録には当該賞与に係る標準賞与額の記録が無い。当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、調査の上、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、B市から提出された、申立人に係る平成17年度分及び18年度分の給与総支給額並びに社会保険料控除額（平成16年及び17年所得分）についての回答書により、申立人の各年における社会保険料控除額は、オンライン記録の標準報酬月額から推計される年間の社会保険料の合計額を上回っていることが確認できる。

また、複数の元同僚が所持する申立期間の賞与明細書において、いずれも当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてA社から賞与を支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に

に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記のB市の回答書において推認できる厚生年金保険料控除額から、平成16年7月8日は10万円、同年12月4日は14万7,000円、17年7月8日は17万6,000円、同年12月10日は20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料を納付していないことを認めていることから、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年7月5日は34万円、同年12月20日は30万円、16年7月8日は12万円、同年12月4日は14万7,000円、17年7月8日は19万5,000円、同年12月10日は20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和39年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成15年7月5日
② 平成15年12月20日
③ 平成16年7月8日
④ 平成16年12月4日
⑤ 平成17年7月8日
⑥ 平成17年12月10日

私がA社に勤務した期間において平成15年夏季賞与、同年冬季賞与、16年夏季賞与、同年冬季賞与、17年夏季賞与及び同年冬季賞与が支給されたが、私の年金記録には当該賞与に係る標準賞与額の記録が無い。当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、調査の上、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、B市から提出された、申立人に係る平成16年度、17年度分及び18年度分の給与総支給額並びに社会保険料控除額（平成15年、16年及び17年所得分）についての回答書のほか、併せて提出された平成15年分の所得分確定申告書により、申立人の各年における社会保険料控除額は、オンライン記録の標準報酬月額から推計される年間の社会保険料の合計額を上回っていることが確認できる。

また、複数の元同僚が所持する申立期間の賞与明細書において、いずれも当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてA社から賞与を支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記のB市の回答書等において推認できる賞与支給額又は厚生年金保険料控除額から、平成 15 年 7 月 5 日は 34 万円、同年 12 月 20 日は 30 万円、16 年 7 月 8 日は 12 万円、同年 12 月 4 日は 14 万 7,000 円、17 年 7 月 8 日は 19 万 5,000 円、同年 12 月 10 日は 20 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料を納付していないことを認めていることから、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年1月から50年3月までの期間及び同年12月から51年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年1月から50年3月まで
② 昭和50年12月から51年6月まで

私は、昭和47年1月に国民年金に任意加入し、その時点から国民年金保険料を納付したはずであり、申立期間の納付記録が無いことに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和47年1月に国民年金に任意加入し、その時点から国民年金保険料を納付していた。」と主張しているが、申立人が所持する年金手帳には、昭和51年7月21日に申立人が国民年金の任意加入被保険者として初めて被保険者資格を取得したことが記載されている上、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、当該資格取得日以前の申立期間①及び②は国民年金に未加入の期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、国民年金の加入手続の時期、申立期間①及び②に係る国民年金保険料の納付方法及び納付場所に関する記憶が定かではなく、加入手続及び保険料の納付状況は不明である。

さらに、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 1 月 1 日から 50 年 1 月 1 日まで
② 昭和 50 年 1 月 1 日から 55 年 3 月 1 日まで

私は、昭和 49 年 1 月からの 1 年間は、A 法人に勤務した。その後は、同じ建物の 1 階に在った同法人から 2 階の B 事業所（現在は、C 法人）に移り、引き続き勤務した。しかし、A 法人及び B 事業所に勤務していた申立期間①及び②の年金記録が無いので、調査の上、厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が A 法人の当時の所在地を記憶していること、及び元同僚二人が申立人を記憶していると供述していることから判断すると、勤務期間は特定できないものの、申立人が同法人に勤務していたことはうかがえる。

しかし、A 法人は、「当時の資料は保管されていない。」と回答しており、申立人の申立期間①における厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

また、申立人は、申立期間①における勤務実態等を証言してくれる者の名前を挙げているところ、同氏は既に死亡していることから、A 法人において厚生年金保険被保険者であった 39 人に照会し、そのうちの 23 人から回答が得られたものの、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について具体的な供述を得ることはできない。

さらに、A 法人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について

確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②について、B事業所に勤務していたとする元同僚が申立人を記憶していると供述していることから判断すると、勤務期間は特定できないものの、申立人がB事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかし、C法人のホームページによれば、B事業所の創立は昭和45年1月と記載されているところ、オンライン記録及び適用事業所名簿検索システムにおいて、B事業所という名称の厚生年金保険の適用事業所は確認することができない。

また、A法人は、「B事業所については、現在、A法人に属する機関の一つとなっているが、当時の組織の状況を確認できる資料は無く、厚生年金保険の適用状況については不明である。」と回答しており、このほかに上記元同僚からは申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について具体的な供述を得ることはできない。

さらに、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。